

## 美浦村住宅リフォーム資金補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村民の居住環境の向上及び村内施工業者の振興を図るため、村内の施工業者によって住宅のリフォーム工事を行う者に、その経費の一部を補助するものとし、美浦村補助金等交付規則（平成2年美浦村規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅の部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、一つの建物となっている住宅をいう。
- (4) 併存住宅 建築物に個人住宅の部分及び非個人住宅の部分があり、明確に区分されている住宅をいう。
- (5) リフォーム工事 住宅の修繕、増改築、模様替えその他住宅等の機能の維持及び向上のために行う補修、改良をいう。
- (6) 村内施工業者 村内に住所及び事務所を有する者で工事を行うものをいう。

### (補助の範囲)

第3条 村長は、予算の範囲内において、村民が村内施工業者によって工事を行う場合に対象経費の一部を補助するものとする。

2 前項の規定による補助は、1棟につき1回限りとする。

### (対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、次に掲げるものとする。

- (1) 村民が村内に所有する個人住宅
- (2) 村民が村内に所有する併用住宅又は併存住宅のうち対象住宅の個人住宅の部分
- (3) 都市計画法及び建築基準法の規定に適合していること。

### (対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、補助金の交付決定後に着手し、当該年度の12月31日までに完了する工事で、対象工事の金額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）が10万円以上のものとする。

2 前項の場合において、併用住宅又は併存住宅の外壁、その他建築物全体に

係る部分の工事の金額は、個人住宅の部分の床面積を個人住宅の部分及び非個人住宅の部分の床面積の合計で除して得た割合に該当工事の金額を乗じて得た金額とする。

3 別表1に掲げる工事は、対象補助事業より除外する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による工事の金額が10万円以上100万円未満の場合は対象工事金額の10パーセントの額、100万円以上の場合には10万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の額があるときは、これを切り捨てる。

(補助対象者)

第7条 補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 補助を受けようとする住宅に継続して3年以上、住民登録をし、居住していること。
- (2) 補助の対象となる住宅の所有者であること。
- (3) 所有者が別表2に掲げる村税等に滞納がないこと。
- (4) 補助の対象となる工事について、村で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

(補助の申請)

第8条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という）は、工事着手前に美浦村住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 村税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
- (2) 対象工事の見積書の写し
- (3) 案内図及び建物の配置図、平面図
- (4) 着工前写真
- (5) 住民票抄本の写し（発行後3カ月以内のもの）
- (6) 固定資産評価証明書又は固定資産税課税明細書の写し
- (7) その他、村長が必要と認める書類

(補助の決定及び通知)

第9条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要があると認めるときは実地調査をし、美浦村住宅リフォーム資金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補

助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、美浦村住宅リフォーム資金補助金交付事業変更等承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を村長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 村長は、第1項の規定により補助事業の変更等について承認したときは、美浦村住宅リフォーム資金補助金交付事業変更等承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は、当該年度の12月31日のいずれか早い日までに、美浦村住宅リフォーム資金補助金交付事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 対象工事の領収書の写し

(2) 対象工事完成写真

(3) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 村長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査及び実地調査をし、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助事業者に美浦村住宅リフォーム資金補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知する。

2 補助事業者は、確定通知受領後、速やかに美浦村住宅リフォーム資金補助金交付請求書(様式第8号)に必要事項を記入のうえ、村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めなければならない。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) その他不正な手段により交付を受けたとき。

(3) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項に規定する補助金の返還命令を受けた補助事業者は、補助金を返還しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 この要綱による補助金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

1. 居住用以外の建物、工作物 (離れ、物置、車庫、門、塀、その他)
2. 新築工事及び改築工事 (建て替え) (既存の 1/2 を超える増改築工事)
3. 自然災害の復旧、修繕
4. ソーラーパネルの新設、交換
5. 備品、器具等の交換及び購入費

別表 2 (第 7 条関係)

1. 村税 (住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
2. 介護保険料、後期高齢者医療保険料
3. 水道料金、水道事業加入分担金
4. 公共下水道事業使用料、下水道事業受益者負担金、 農業集落排水事業使用料、農業集落排水事業分担金
5. 小・中学校の給食費
6. 保育所の保育料
7. その他の税収外収入金